

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正の概要

1 改正の内容

(1) 健康情報の定義について以下の改正を行う。

- ① 健康情報の例示として規定していた内容を、「産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者が労働者の健康管理等を通じて得た情報」に改める。
- ② 健康情報の例示として、以下のものを新たに規定する。
 - ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第66条の8第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果
 - イ 安衛法第66条の8第4項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容
 - ウ 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果
 - エ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果
 - オ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果
 - カ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

(2) 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方として、以下の内容を新たに規定する。

- ① 健康情報は労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある機微な情報であるため、事業者は健康情報の適正な取扱いに特に留意しなければならない。
- ② 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。

(3) 健康情報の適正な取得に関して、以下の内容を新たに規定する。

- ① 事業者は、法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命又は身体の保護のために緊急に必要な場合はこの限りではない。
- ② 安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、

保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。

（４）第三者に対する健康情報の提供に係る本人の同意の取得に関して、以下の内容を新たに規定する。

- ① 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、事業者は、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、事業者が外部機関にストレスチェックの実施を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供することは、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号。以下「法」という。）第２３条第１項第１号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。
- ② 安衛法第６６条の１０第２項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。
- ③ 安衛法第６６条の１０第３項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者に対してストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。
- ④ 事業者が、安衛法第６６条の８第１項又は第６６条の１０第３項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第２３条第１項第１号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。
- ⑤ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第４５条第１０項及び第１４項の規定において、

派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (5) 事業者が保有する健康情報の開示に関して、「事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる」という内容を新たに規定する。
- (6) その他事業者が配慮すべき事項として「HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない」と規定していた内容について、その例外として、「労働者の希望に応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することはあり得る」という内容を新たに規定する。

2 適用日

平成27年12月1日

